

# ふじぎくら



やまなし女性の知恵委員会提案書提出（10月25日）



県内企業21社の参加により、コーディネーターに阿部正浩先生（獨協大学准教授）を迎え、9月28日、10月26日、11月30日の全3回にわたり、男女共同参画企業懇話会を開催しました。

## 目次

- D V法改正 ..... 2
- やまなし女性の知恵委員会提案書を知事へ提出 ..... 4
- 又エックでワークショップを開催しました ..... 4
- チャレンジインタビュー ..... 5
- 我がまちの男女共同参画 ..... 6
- インフォメーション ..... 8



# 配偶者暴力防止法(DV法)が変わります！

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)が制定されました。その後平成16年4月の一部改正(同12月施行)を経て、平成19年7月、その内容が一部改正によりさらに拡充されました。

(平成19年7月11日公布・平成20年1月11日施行)

## 改正のポイント

### 1 保護命令制度の拡充

生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになりました。

被害者に対する電話・電子メール等は禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

1	面会の要求
2	行動の監視に関することを告げることなど
3	著しく粗野・乱暴な言動
4	無言電話、連続しての電話、FAX、メール(緊急やむを得ない場合を除く)
5	夜間(午後10時~午前6時)の電話、FAX、メール(緊急やむを得ない場合を除く)
6	汚物・動物の死体等の著しく不快、又は嫌悪感を与える物を送りつけるなど
7	名誉を害することを言うことなど
8	性的羞恥心を害することを言う、性的羞恥心を害する文書や写真などを送りつけるなど

被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。

### 2 市町村基本計画の策定

都道府県のみで義務付けられていた、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となりました。

### 3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となりました。

被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの業務として明記されました。

### 4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したこと及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなりました。

# 暴力のない社会の実現を目指して

県では、11月21日、ぴゅあ総合で、読売テレビ記者の堀川雅子さんによる「DV～テレビ映像を通して見えてきたもの」と題した講演会を開催しました。

経験・取材に基づいたDVの現状と被害者の声が、映像を通してわかりやすく伝わってきました。

参加者のアンケートには、「いかなる理由でも暴力は許されない。その言葉を重く受け止めたい」「DVという知識と意識を各自が持たなければ」との声がたくさん寄せられました。



DV防止啓発パンフレット  
「あなたの大切な人を暴力から守るために」



## 相談機関(配偶者暴力相談支援センター)

女性相談所 055-254-8635  
男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合) 055-237-7830  
緊急時には警察へ通報を!(110番)

### 殴る蹴るだけが暴力ではありません

身体的暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの)の他にも、精神的暴力(身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動)もDV法の対象となります。DVには様々な暴力が絡み合っています。

### 身体的暴力を受けている人を発見した人は通報を

被害者を発見したときには、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報してください。また、医師や医療関係者が被害者を発見したときは、被害者の意思を尊重しながら、支援センターや警察官に通報することができ、それは守秘義務違反には当たらないことになっています。

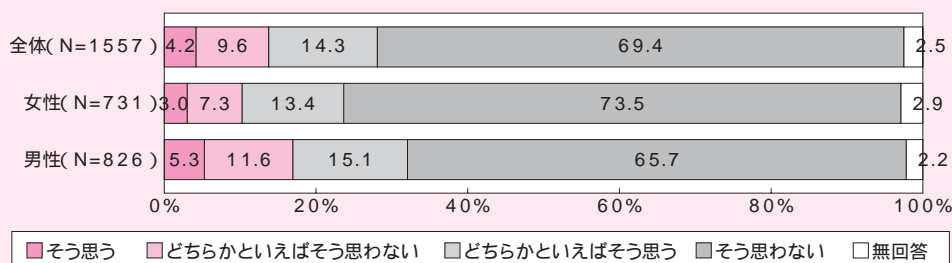
### 保護命令制度に違反すると

裁判所が、被害者の申し立てにより、加害者に対して発する保護命令には、「接近禁止命令」と「退去命令」があり、違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

平成18年度中に山梨県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた、配偶者(離婚した元配偶者も含む)からの暴力に対する相談件数は321件。(来所111件、電話210件。うち男性が3件。児童家庭課調べ。)私たちの身近な暮らしの中に、「暴力」は潜んでいます。

## 配偶者への暴力に対する意識

「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方についてどう思うか



県民の1割以上が、「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方に賛成する意向を持っています。

平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

配偶者からの暴力防止に関する情報は、

山梨県男女共同参画課 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjo/index.html>

内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>



# やまなし女性の知恵委員会が知事へ提案書を提出しました！

10月25日(木) 知事へ提案書を提出し、意見交換を行いました。  
少子化対策班「街中に子供の声があふれる社会をめざして」  
防災・安全安心班「つながって確かな防災・安全安心のまちづくりへ！」  
農業農村の活性化班「山梨県ブランドの企画“はっぴー やまなし”」

当日は、各班の  
検討資料等を  
掲示しました。



少子化対策班



防災・安全安心班



農業農村の活性化班

## 又エック(独)国立女性教育会館 でワークショップを開催！

8月31日、9月1日、男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラムにおいて、県内の3つのグループがワークショップを開催しました。

### Aんぷあんなっと

「やまなし女性未来塾一期生Aグループ」の私たちは、現在「Aんぷあんなっと」を立ち上げ活動中です。今回は、「子育て支援から子育て支援へ～地域で取り組む子育て支援・子どもの参画～」をテーマに全国から集まった参加者とワークショップを行いました。

石川県からの参加者は、「自分の現状を話すことで気持ちが整理され、前向きになりました。他の方の意見を参考に一人で我慢せず、まず声を出してみます。」と語っていました。

テーマの受け止め方はそれぞれですが、これをきっかけに地域の子育て支援のあり方を再考していただけたらと思います。



### 劇団さくらっ子

寸劇による「よっちゃばれ」地域編・「男だってケ・セラ・セラ」男性編のビデオを觀賞して頂き、それをもとにシナリオ作成、練習方法、小道具づくり、本番に至るまでを経験の中で積み上げたノウハウを報告しました。全国の寸劇関係者たちからの質問などの意見交換で盛り上がり、男女共同参画社会を推進していくのに寸劇の手法は非常に関心があり、これからも頑張って来年も発表してほしいと激励まで頂きました。

新たなチャレンジとしてパソコン紙芝居「未知との遭遇」も觀賞してもらい、確かな感触を得ることができました。



### 笛吹市男女共同参画推進委員会

笛吹市男女共同参画推進委員会では、「男女共同参画と地域づくり」と題してワークショップを開催しました。

男女共同参画の視点からのまちづくりや、市民と行政との協働による男女共同参画推進の取り組みについて、先進地事例を学習することを目的に行ったものです。

笛吹市の男女共同参画の歩みと協働のまちづくりに向けての取り組みを報告した

あと、参加者の取組事例紹介並びに意見交換を行いました。全国各地30名を超える参加者からは、それぞれ地域が抱える課題など活発な意見が相次ぎ、各地域の現状を共有しながら有意義な意見交換の場となりました。



# チャレンジインタビュー



Vol.41

## 【起業】結婚していても子どもがいても働きやすい職場を自分で作りたい！

石川眞由美さん ピコピコピーコ(株)代表取締役 甲府市

石川さんは、現在、夫と二人の子どもと夫の実家での三世同居、会社の経営と生活とを両立しています。

今のIT時代を予感していたかのように、専門学校「ニュービジネス科」を選択し進学、さらに就職も電子機器関連の会社に就職しました。職場に女性が一人という環境の中で、石川さんは事務改善を提案しました。その提案は、紙での事務をシステム化することで事務効率をあげるというもの。夜遅くまで残業する毎日でしたが、「一つひとつに学ぶところがあり、やりがいがある日々だった。」といます。

平成4年、結婚により退職。「仕事を続けたい気持ちもありましたが、当時は結婚退職が当たり前で、仕事もやりきった感があった。」と当時を振り返る石川さんです。

専業主婦になったとたん、会社員時代の忙しい毎日とは一転、のんびりとした日々。何か物足りないという気持ちが次第に強くなり、“家にいながらの仕事”イコール“内職”ということで試行錯誤。この時期、様々な内職のなかでも、「データ入力」は今につながる一番の成果だったそうです。

平成7年、前の職場へアルバイトという立場で復帰。数年の間のパソコンの進歩に驚かされたといいます。そして、次女の出産のため退職。その後、平成11年の再々就職のときは、グループリーダーの立場で正社員での採用。いずれの復帰も石川さんの過去の仕事ぶりを承知している元上司からの話だったといいます。

さて、実際に働き始めてみると子育てとの両立は思った以上に大変で、女性が生活と仕事を両立するということの難しさを、そのときの職場の雰囲気でも実感したといいます。同様の思いをもつ多くの女性にも出会い、「なぜ結婚して子どもがいるだけで、女性が肩身の狭い思いをしなければならないのかな？結婚して子どもがいても働きやすい職場って作れないのかな。」という思いが強く芽生えてきました。

平成15年、社員向けのベンチャー支援制度の募集告知を知り、「私の思いを実現したい」という思いが更に強くなり、男性の同僚2名からも賛同を得て、実現への第一歩を踏み出しました。チャレンジすること3回高いハードルを乗り越えて(株)ピーコを設立しました。

会社からは設立までのフォローはあったものの、それ以外は全くのゼロからの出発だったので、まず会社の認知からでしたが、設立メンバーの強い思いは少しも揺るがず、社会の需要に応えるかたちで順調に成長をとげることができました。平成19年12月、正式に完全独立。キラキラしたまなざしで、「これから初志を実現するための本当の経営を始めたい。」といます。すでに、新生「ぴー娘(会社勤め当時のあだ名)」さんは、目標を掲げて動き出しているようです。

専業主婦を理想としていたご主人は、同様に責任ある立場となって、暗黙での良き理解者であり、三世同居の家族の理解と応援は一番のエネルギー源となっています。

**後輩女性へのメッセージ** 人との出会いを大切に、子育て中こそ自分磨きのチャンス。そして、パソコンを楽しんでほしい。

ベンチャー支援制度は、社内のチャレンジ精神の復活、起業家マインドの具現化として始められた制度。



Vol.40以前は、やまなし女性の応援サイト  
<http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/interviewlist.php> でご確認ください。

# 我がまちの

## 男女共同参画

### 中央市

Chuo City

中央市では、平成18年2月の町村合併以前から、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村のそれぞれの地域で実践されてきた内容を土台にし、新たに平成19年3月に「<sup>ひと</sup>～男と女、<sup>ひと</sup>ともに歩もう～拓け中央輝きプラン」を策定しました。

本プランは、中央市に住む誰もが性別にかかわらず互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家族づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざし、総合目標に4つの基本目標と12の重点目標を、定めて、平成19年度から平成28年度までの本市が進むべき方向を取りまとめました。

現在43名の委員が「家庭」「職場」「地域」の3つの部会に分れ、プラン重点目標の達成を目指して推進活動を行っています。

今後は、更なる男女共同参画社会の実現に向けて、プランの推進・実践に取り組んでいきたいと考えています。



### 市川三郷町

Ichikawamisato Town

市川三郷町では、男女がともに思いやり互いに尊重し合える男女共同参画社会を実現するため、平成19年度から平成23年度を計画期間とした「市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～」を策定し、推進活動を行っております。

このプランは、町長から諮問を受けた市川三郷町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」）により策定されたもので、合併前の旧町（三珠町・市川大門町・六郷町）で推進されていた3つのプランをもとに、新たな取り組みも取り入れつつ策定されました。プラン策定に当たっては、17人の推進委員会委員が「教育」「労働・環境」「健康・福祉」の3つの部会に分かれ、計27回の部会と計15回の定例会等を開催し、検討を重ね慎重に協議した結果、策定されました。「男女がともに支えあう社会をめざして」を総合目標に掲げ、3項目の基本目標と、10項目の重点目標で構成され、まとめられています。

また、本年9月議会においては、「市川三郷町男女共同参画推進条例」が可決され、より一層の推進活動が期待されます。

本町では、このプランと条例のもと、今後も、町民や事業者等と連携を図りながら、男女共同参画社会への途を、一歩ずつ着実に、歩んでいきたいと考えております。





県内市町村の男女共同参画関連施策についてご紹介します。

## 昭和町

Shōwa Town

昭和町では、女と男とが築きあげる21世紀のまちづくりを目指し、平成15年3月に「共に生き活き輝け昭和」を策定し、同年8月に男女共同参画推進委員会を発足、毎月定例会を行っています。

委員会は「家庭」「地域」「職場」の3部会に分かれ、それぞれが実施計画をたて活動しています。

家庭部会は、女性のための勉強会、男性の料理教室、地域部会は、紙芝居を作成し各地区への出前講座、職場部会は、家族経営協定の取り組み、町内企業へのアンケート調査など意欲的に活動しています。これらの活動内容、取り組み等は、町の広報を通し紹介しています。

又、推進委員会は年1回、啓発活動の一環として、フォーラムを開催しています。昨年度は講師に樋口恵子さんをお招きしました。今年度は、3月8日(土)に「共に生き活き みんなでつくろう男女共同参画社会」をテーマに弁護士の住田裕子さんをお招きし、講演会を開催する予定です。

今後は、地域や各団体と連携を深め、共に支えあい認めあう男女共同参画社会の実現に向けて積極的に推進活動に取り組んでいきたいと考えています。



## 西桂町

Nishikatsura Town

西桂町は平成15年3月に「輝け西桂、あなたとわたしの支え合い」という目標を策定し、いきいきと輝く西桂の町づくりのため、西桂町男女共同参画推進委員会が発足しました。任期を1期2年として町内各地から推進委員を委嘱し、現在11名の委員で活動しています。

平成19年5月には、西桂町婦人会(レディース西桂)の総会において、男女山脈(「青い山脈」の替え歌)で男女共同参画の精神を分かりやすく訴えることができました。

また、10月には、町民運動会において「男女共同参画」「共に生きる」と書かれたタスキを掛けてさらに多くの町民に理解をいただこうと競技に参加しました。

10月20日には、「ぴゅあ富士フェスティバル」において、ちびまる子ちゃんが大人になっての、男女共生の姿を、替え歌と人形劇で発表しました。

そして、12月12日には、西桂町小中合同講演会で、男女共同参画の推進活動をしました。

これからも、西桂町の行政の後押しをいただき熱意ある推進委員と協力し合いながら活力ある、心豊かな協働の町づくりを推進していきたいと思ひます。



